

## 島根県行政手続条例が改正されました

行政手続法の一部改正（平成26年6月13日公布、平成27年4月1日施行）に伴い、島根県行政手続条例の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

### <改正のポイント>

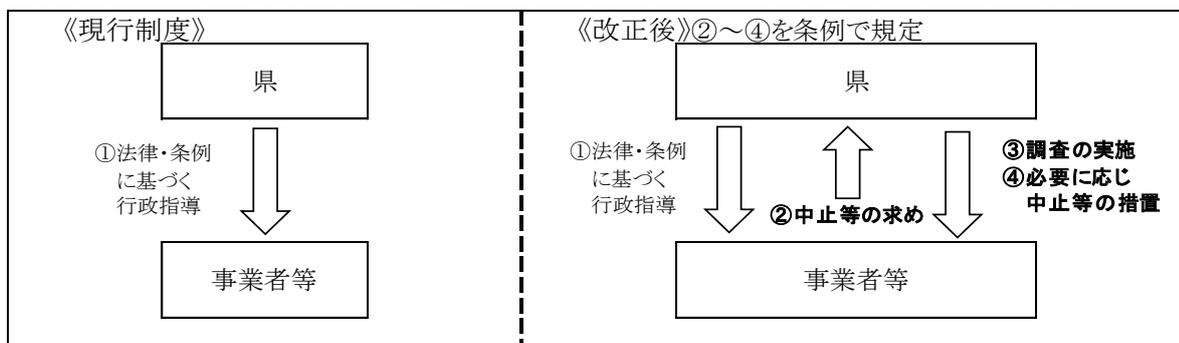
- ① 法令違反行為の是正を求める行政指導の中止等を求める手続「行政指導の中止等の求め」を新設
- ② 法令違反の是正のためにされるべき処分・行政指導を求める手続「処分等の求め」を新設
- ③ 行政指導をする際に、許認可等に関する権限の根拠等の明示を義務付け

### <改正内容>

#### ① 行政指導の中止等の求め(新設)(島根県行政手続条例第34条の2)

【申出の窓口】行政指導を所管する県の機関

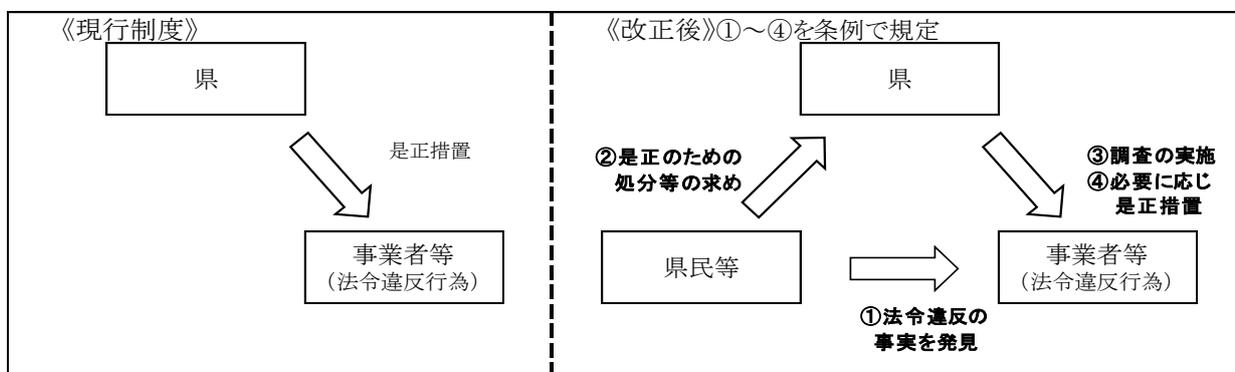
- ・法令に違反する行為の是正を求める行政指導(法律・条例に基づくもの)の相手方は、行政指導が規定要件に適合しないと料するときは、行政指導の中止等の措置をとることを求めることができます。
- ・申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、必要に応じて行政指導の中止等の措置をとります。



#### ② 処分等の求め(新設)(島根県行政手続条例第34条の3)

【申出の窓口】各処分や行政指導を所管する県の機関

- ・何人も、法令に違反する事実がある場合、その是正のためにされるべき処分(※)又は行政指導(法律・条例に基づくもの)がされていないと料するときは、処分又は行政指導を求めることができます。
- ※ 条例、規則等に基づくもの。法律、政令等に基づく処分を求める場合は、行政手続法第36条の3の規定に基づく処分の求めとなります。
- ・申出を受けた県の機関は、必要な調査を行い、必要に応じて処分又は行政指導をとります。



#### ③ 行政指導の方式(一部改正)(島根県行政手続条例第33条第2項)

- ・行政指導に携わる者は、その相手方に対して、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を示す場合、その根拠を示さなければならないものとなりました。